

クマ等出沒時の対応マニュアル

六ヶ所村福祉課
令和8年7月16日

目 次

はじめに -----	1
1 連絡体制 -----	1
2 目撃情報の受理 -----	1
3 関係機関への情報提供及び初動対応整理 -----	2
4 初動対応（現場臨場・注意喚起等） -----	2
5 二次対応 -----	2
6 初動後に定める各警戒レベルの対応内容・警戒エリア・警戒期間 -----	3
7 農作物の被害 -----	3
緊急銃猟実施基準及び流れ-----	14
様式第1号 クマ等の目撃情報報告・初動対応連絡票-----	4
様式第2号 クマ等の出沒に係る二次対応連絡票 -----	5
別紙1 クマ等の出沒時に係る連絡体制 -----	6
別紙2 出沒対応フロー図-----	7
別紙3 警戒レベル一覧-----	8
別紙4 対応内容・警戒エリア・警戒期間 -----	9
別紙5 緊急銃猟実施チェックリスト（本部） -----	16
別紙6 緊急銃猟実施チェックリスト（現場） -----	17
別紙7 緊急銃猟実施者チェックリスト及び同意書（猟友会） -----	18

はじめに

近年、地球温暖化等の影響によって全国的に野生鳥獣の生息分布が変わり、人里付近での出沒が多発しており、今後人身被害や農作物被害の発生リスクが大きく懸念される状況にある。

また、猟師の高齢化・減少に伴う捕獲頭数の減少、山村集落の衰退に伴う里の荒廃により、管理不十分となった里山から人の生活圏へ野生鳥獣が出沒する事案が多発している。

特にクマについては、全国各地において人身被害が増加傾向となっており、今後も増加していくものと想定される。

村においても人身被害こそ発生していないが、住宅地でのクマやサル等の出沒が相次いで発生した。このため、村では地域住民の生命、財産の保護を最優先課題とし、クマ等の出沒の際に関係機関が連携して対応できるよう「クマ等出沒時の対応マニュアル」を以下のとおり定めることとする。

なお、このマニュアルで使用する用語「クマ等」とは、有害鳥獣であるクマ、サル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマとする。

1 連絡体制

クマ等が出沒した際には、六ヶ所村行政組織規則に規定する分掌事務である「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に関すること」を所管する福祉課（以下「担当課」という。）を中心に、総務課、原子力対策課、農林水産課、こども支援課、学務課、野辺地警察署、六ヶ所消防署、六ヶ所村猟友会（以下「関係機関」という。）が連携して迅速に対応することが求められる。また、応援要請の有無にかかわらず緊急銃猟の実施の可能性がある場合は、青森県自然保護課へ報告が必要となる。

このため、関係機関との円滑な連携を図るため、「クマ等の出沒時に係る連絡体制（別紙 1）」を整備することとする。

2 目撃情報の受理

クマ等の目撃情報が寄せられた際には、情報を正確かつ迅速に聴取することが村民への注意喚起や目撃箇所周辺の巡回等に不可欠である。

このため、目撃情報の共有を図るため、目撃情報を受理した際は、担当課で「クマ等の目撃情報報告・初動対応連絡票（様式第 1 号）」を作成することとする。

なお、目撃情報を担当課以外で受理した際は、担当課に報告する。

目撃情報を基に総合的に勘案し、6に定める基準に従い、「警戒レベル一覧（別紙3）」により対応するものとする。

なお「警戒レベル一覧（別紙3）」に記載の施設等とは、公共施設や民間施設、不特定多数の人が集まる場所（公園、高齢者施設、商業施設等）とする。

また、その後の目撃状況次第では必要に応じて関係機関と協議し、各警戒レベルの見直しを検討する。

3 関係機関への情報提供及び初動対応整理

目撃箇所や時間、頻度、鳥獣の種類等を総合的に勘案して、「クマ等の目撃情報報告・初動対応連絡票（様式第1号）」を作成し、速やかに関係機関に情報提供及び初動対応依頼を行うこと。

4 初動対応（現場臨場・注意喚起等）

担当課から「クマ等の目撃情報報告・初動対応連絡票（様式第1号）」により情報提供があった場合、関係機関は速やかに初動対応を行うこと。

主な初動対応は、目撃箇所周辺の巡回を想定しているが、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領（以下「要領」という。）に規定する「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領（以下「要領」という。）4許可基準（7）緊急捕獲について に該当する場合」に該当する場合は、六ヶ所村・野辺地警察署・青森県自然保護課・六ヶ所村猟友会が連携して判断する緊急捕獲対応を実行することを想定しておくこと。

なお、村長は事前に捕獲許可申請書及び捕獲許可の決定を行うとともに、担当課は猟友会会員に対して従事者証を発行することとする。

5 二次対応

担当課は、必要に応じて関係機関と協議を行うとともに、目撃箇所、時間、頻度、鳥獣の種類等を総合的に勘案して6に定める基準に従い、「クマ等の出没に係る二次対応連絡票（様式第2号）」に基づき、関係機関に報告すること。

また、同連絡票については、その後の目撃情報の有無や関係機関との協議を踏まえて必要に応じ見直しを行うこととする。

その際、六ヶ所村猟友会は、捕獲活動実施前に必ず担当課及び野辺地警察署と実施方

法の協議を行うとともに、担当課は決定事項について実行開始予定時間、実行内容、終了予定時間を関係機関へ情報提供すること。

捕獲に関する手法・手段

※追い込み　：　音が鳴る器具（爆竹やホーンベル）を用いて、集落付近から山林等周囲の安全確保が図られる場所へ追い込みをかける、捕獲活動へ繋げるための手段

※駆除行為　：　ワナや銃器を用いて行う

6　初動後に定める各警戒レベルの対応内容・警戒エリア・警戒期間

初動対応後、これまでの状況を総合的に勘案し、「警戒レベル一覧（別紙3）」に定められている「対応内容・警戒エリア・警戒期間（別紙4）」により対応するものとする。

なお、「出沒対応フロー図（別紙2）」に記載の施設等とは、公共施設や民間施設、不特定多数の人が集まる場所（公園、高齢者施設、商業施設等）とする。

また、その後の目撃状況次第では必要に応じて関係機関と協議し、各警戒レベルの見直しを検討する。

7　農作物の被害

農作物の被害があった際には、担当課と農林水産課で情報共有を行うこととし、農作物の被害状況や農家への注意喚起を農林水産課、捕獲活動等を担当課で実施することとする。

施行日

このマニュアルは、令和6年5月29日から施行する。

このマニュアルは、令和8年7月16日から施行する。

クマ等の目撃情報報告・初動対応連絡票

月 日現在 報告者 機関名 氏名

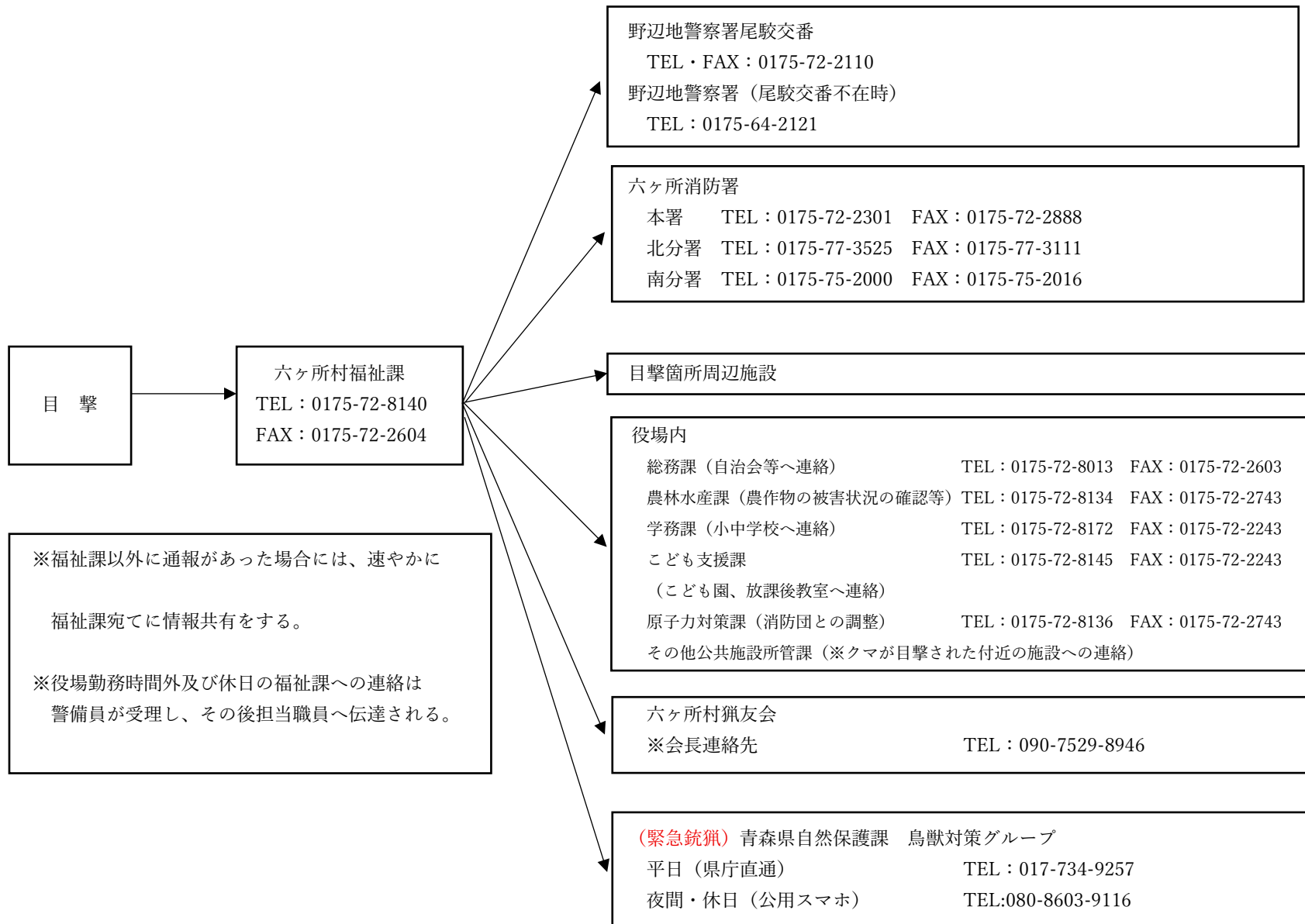
いつ		年 月 日 午前・午後 時頃			
どこで					
何を (動物名、頭数、大きさ)		クマ・イノシシ・サル・他 [] 頭数[] 大きさ[]			
誰が (通報者・連絡先)		氏名 TEL			
目撃情報による 警戒レベル		1 (注意喚起)	2 (巡回対応)	3 (捕獲対応)	4 (緊急銃猟)
		出没場所の周辺に住家等がない又は住家等はあるが、目撃時間帯が夜間	出没場所の周辺に住家があるが、継続した目撃情報がない	人身被害が起こる可能性が高い箇所での目撃や継続した目撃情報がある	追い払いが不可能であり、極めて人身被害が発生する恐れがある又は人身被害が発生
対 応 内 容	六ヶ所村 福祉課 TEL 0175-72-8140 FAX 0175-72-2604	☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ連絡	☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ連絡 ☐ 巡回	☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ連絡 ☐ 巡回	☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ 連絡 ☐ 巡回 ☐ 緊急猟銃対応
	六ヶ所消防署 TEL 0175-72-2301 FAX 0175-72-2888	☐ 注意喚起 (夜間等)	☐ 注意喚起 (夜間等) ☐ 巡回(村要請)	☐ 注意喚起 (夜間等) ☐ 巡回(村要請)	☐ 注意喚起 (夜間等) ☐ 巡回(村要請) ☐ 広報及び警戒
	尾駁交番 TEL・FAX 0175-72-2110		☐ 巡回(村要請)	☐ 巡回(村要請)	☐ 巡回及び注意喚 起 ☐ 緊急猟銃(指導・ 助言・立入制限措置)
	猟友会			☐ 追い込み及びワ ナ等設置(村依頼)	☐ 追い込み及びワ ナ等設置(村依頼)
	県自然保護課 平日 017-734-9257 夜間 080-8603-9116				☐ 連絡(第1報) ※応援要請の有無にか かわらず緊急銃猟実施 の可能性がある場合
	学務課	☐ 連絡	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者
	こども支援課	☐ 連絡	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者

クマ等の出没に係る二次対応連絡票

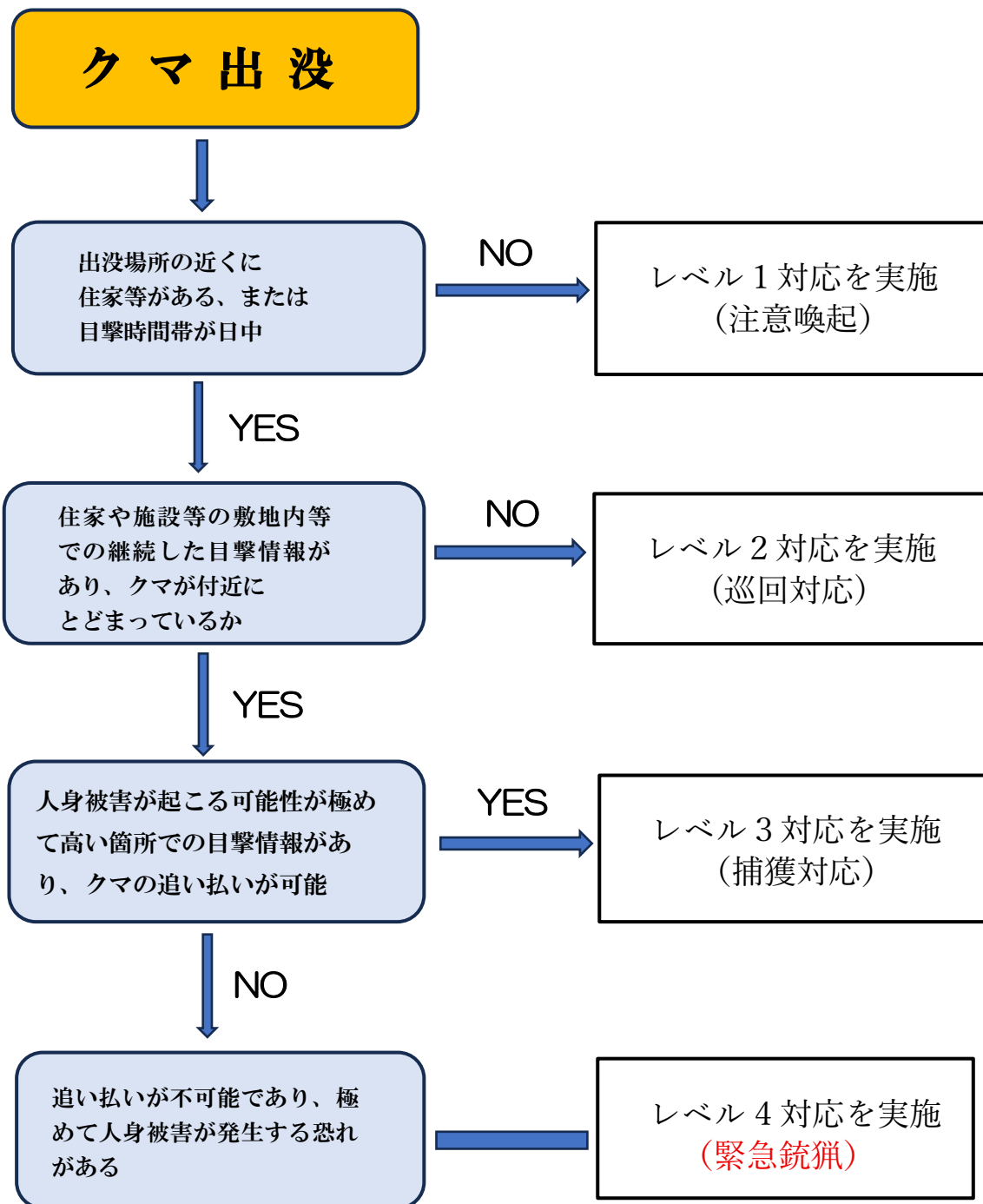
月 日現在 報告者 機関名 氏名

巡回対応の結果					
巡回後の 警戒レベル		1 (注意喚起)	2 (巡回対応)	3 (捕獲対応)	4 (緊急銃猟)
		出没場所の周辺に住家等がない又は住家等はあるが、目撃時間帯が夜間	出没場所の周辺に住家があるが、継続した目撃情報がない	人身被害が起こる可能性が高い箇所での目撃や継続した目撃情報がある	追い払いが不可能であり、極めて人身被害が発生する恐れがある又は人身被害が発生
対応内容	六ヶ所村 福祉課 TEL 0175-72-8140 FAX 0175-72-2604		☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ連絡 ☐ 巡回	☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ連絡 ☐ 巡回	☐ 注意喚起 (防災無線・SNS等) ☐ 関係機関へ連絡 ☐ 巡回 ☐ 緊急猟銃対応
	六ヶ所消防署 TEL 0175-72-2301 FAX 0175-72-2888		☐ 注意喚起 (夜間等) ☐ 巡回(村要請)	☐ 注意喚起 (夜間等) ☐ 巡回(村要請)	☐ 注意喚起 (夜間等) ☐ 巡回(村要請) ☐ 広報及び警戒
	尾駸交番 TEL・FAX 0175-72-2110		☐ 巡回(村要請)	☐ 巡回(村要請)	☐ 巡回及び注意喚起 ☐ 緊急猟銃(指導・助言・立入制限措置)
	猟友会			☐ 追い込み及びワナ等設置(村依頼)	☐ 追い込み及びワナ等設置(村依頼)
	県自然保護課 平日 017-734-9257 夜間 080-8603-9116				☐ 連絡(第1報) ※応援要請の有無にかかわらず緊急銃猟実施の可能性がある場合
	学務課	☐ 連絡	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 保護者
	こども支援課	☐ 連絡	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者	☐ 連絡 ☐ 保護者

クマ等の出没時に係る連絡体制



出 没 対 応 フ ロ ー



警戒レベル一覧

警戒レベル 1（注意喚起）
・ 目撃箇所周辺に住家や施設等が無い場合。 【または、】 ・ 目撃箇所周辺に住家や施設等があるが、目撃された時間帯が夜間である場合。
警戒レベル 2（巡回対応）
目撃された時間帯が日中で、周辺に住家や施設等があるが継続した目撃情報がない場合。 ⇒巡回時にクマが付近にいない。
警戒レベル 3（捕獲対応）
住家や施設等の敷地内等、人身被害が起こる可能性が極めて高い箇所での目撃、又は継続した目撃情報がある場合。 ⇒巡回時にクマが付近にいることが確実
警戒レベル 4（緊急銃猟）
・ 住家密集地帯及び施設等の敷地内等、人身被害が起こる可能性が極めて高い箇所での目撃又は、実際に人身被害が発生した場合。 ・ クマが付近にとどまっていて追い払いが不可能であり、極めて人身被害が発生する恐れがあるとき

警戒レベル別対応内容

警戒レベル 1（注意喚起）
・ 目撃箇所周辺に住家や施設等が無い場合。 【または、】 ・ 目撃箇所周辺に住家や施設等があるが、目撃された時間帯が夜間である場合。

【警戒レベル 1】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	・ 防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・ 関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡
消防署	・ 役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起
警察署	・ なし
猟友会	・ なし
小中学校	・ なし
こども園	・ なし
放課後教室	・ なし

警戒エリア

なし

警戒期間

① 防災行政用無線にて注意喚起実施後、警戒体制解除
② その後も引き続き目撃情報が寄せられた場合、警戒レベル引き上げを検討

警戒レベル 2（巡回対応）

目撃された時間帯が日中で、周辺に住家や施設等があるが、継続した目撃情報がない場合。

⇒巡回時にクマが付近にいない。

【警戒レベル 2】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡 ・<u>目撃箇所周辺の巡回</u>
消防署	・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起 ・<u>村からの要請があれば目撃箇所周辺の巡回</u>
警察署	・<u>村からの要請があれば目撃箇所周辺の巡回</u>
猟友会	・なし
小中学校	・<u>状況に応じてマ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）</u> ・<u>状況に応じてホームルーム等で児童、生徒への情報提供と注意喚起</u>
こども園	・<u>状況に応じてマ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）</u>
放課後教室	・<u>状況に応じてマ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）</u>

警戒エリア

目撃箇所周辺地区

警戒期間

- ① 初動対応で発見に至らなかった場合は、警戒体制解除
- ② 初動対応後も引き続き目撃情報が寄せられた場合、警戒レベル引き上げを検討

※下線部は「警戒レベル 1」からの追加・変更事項

警戒レベル 3（捕獲対応）
住家密集地帯や施設等の敷地内等、人身被害が起こる可能性が極めて高い箇所での目撃、継続した目撃情報がある場合。 ⇒巡回時にクマが付近にいることが確実

【警戒レベル 3】の場合、各関係機関の対応内容は以下のとおり

機関名	対応内容
六ヶ所村	・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡 ・目撃箇所周辺の巡回 ・<u>学校を通じて保護者へ各停留所への送迎及び学校への直接の送迎を依頼</u> ※必要に応じて消防団での地区巡回を依頼
消防署	・目撃箇所周辺の巡回 ・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起 ・<u>通常の地区巡回に併せて広報及び警戒を実施（登下校時間外）</u>
警察署	・目撃箇所周辺の巡回
猟友会	・<u>村からの依頼により必要に応じて追い込み等の実施、捕獲可能と判断した場合は銃器やワナによる捕獲を実施</u> ※<u>追い込みやワナ等による捕獲活動は実行前の必ず関係機関と協議を行い、十分な周知時間を設けた上で行うこと</u>
小中学校	・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等） 【徒歩による登下校児童、生徒】 ・<u>目撃情報があった当日及び翌日以降の保護者による学校までの送迎を要請</u> 【スクールバス利用児童、生徒】 ・<u>目撃情報があった当日は、保護者へバス停までの送迎を要請</u> ・<u>翌日以降のバス停までの送迎又は、学校までの送迎の要請</u> ・ホームルーム等での児童、生徒への注意喚起
こども園	・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）
放課後教室	・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）

警戒エリア

目撃箇所周辺の地区及びスクールバス運行ルート付近

警戒期間

① 最後の通報から 24 時間以内に関連性のある目撃情報が寄せられない場合は警戒レベルを 1 段階ずつ下げる。又は捕獲が完了した場合、警戒体制解除
② 公共施設内での出没や人身被害の発生等、状況が悪化した場合警戒レベル引き上げを検討

※下線部は「警戒レベル 2」からの追加・変更事項

警戒レベル4（緊急銃猟）
・住家密集地帯及び施設等の敷地内等、人身被害が起こる可能性が極めて高い箇所での目撃又は、実際に人身被害が発生した場合。 ⇒クマが付近にとどまっていて追い払いが不可能であり、極めて人身被害が発生する恐れがあるとき

機関名	対応内容
六ヶ所村	・防災行政用無線及び村公式 SNS にて注意喚起（役場通常勤務時間） ・関係機関へ目撃情報及び対応内容を連絡 ・目撃箇所周辺の巡回及び周辺を外出している村民へ注意喚起 ・学校を通じて保護者へ各停留所への送迎及び学校への直接の送迎を依頼 ・<u>上北農林水産事務所、警察及び猟友会へ緊急捕獲の必要性について連絡（緊急捕獲対応）</u> ・<u>出没地点付近の立入制限措置実施（緊急捕獲対応）</u> ※クマ等による人身被害が現に発生している等、上記捕獲許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令及び刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲対応をとる可能性がある。 ・<u>緊急銃猟実施中にクマが逃走し、人へ向かっていくことも想定されるため警職法に基づく発砲の可能性もある旨伝達する。</u> ※必要に応じて消防団での地区巡回を依頼
消防署	・目撃箇所周辺の巡回 ・役場通常勤務時間外は、村からの依頼により防災行政用無線にて注意喚起 ・通常の地区巡回に併せて広報及び警戒を実施（登下校時間外）
警察署	・目撃箇所周辺の巡回及び周辺を外出している村民へ注意喚起 ・緊急捕獲に対する指導、助言（緊急捕獲対応） ・<u>出没地点付近の立入制限措置実施（緊急捕獲対応）</u>
猟友会	・村からの依頼により必要に応じて追い込み等の実施、<u>人身被害等の発生防止を最優先として銃器やワナによる捕獲を実施（緊急捕獲対応）</u> ※追い込みやワナ等による捕獲活動は実行前の必ず関係機関と協議を行い、十分な周知時間を設けた上で行うこととしているが、クマ等による人身被害が現に発生している等、上記捕獲許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の命令及び刑法第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲対応をとる可能性がある
県自然保護課（鳥獣対策 G）	・村から県へ応援要請を行う場合、電話連絡（第1報） ・応援要請の有無にかかわらず緊急銃猟実施の可能性がある場合、電話連絡

小中学校	・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等） ・ホームルーム等での児童、生徒への注意喚起 ・<u>学校メールを利用した保護者への学校引渡しの要請</u> ・<u>児童、生徒を学校での引渡し</u> 【徒歩による登下校児童、生徒】 ・<u>保護者への学校での引渡し</u> ・<u>保護者が迎えに来るまで教員待機</u> 【スクールバス利用児童、生徒】 ・<u>保護者への学校での引渡し</u> ・<u>保護者が迎えに来るまで教員待機</u> ・<u>教員による警戒巡回</u>
こども園	・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）
放課後教室	・マ・メールを利用した保護者への注意喚起（目撃場所・時間帯等）

警戒エリア

目撃箇所周辺地区

警戒期間

① 捕獲完了等により安全が確認され次第、立入制限措置解除及び警戒体制解除

緊急捕獲について

クマ等が住居集合地域などに出没し、人身若しくは財産に危難が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合や、クマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生する恐れが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況の場合、六ヶ所村・野辺地警察署・青森県自然保護課・六ヶ所村猟友会が急ぎ情報共有し、緊急捕獲対応をとることができる。
--

※下線部は「警戒レベル3」からの追加・変更事項

緊急銃猟実施基準及び流れ

1. 緊急銃猟実施の条件

- クマが人の日常生活圏に侵入している
- クマによる人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が必要
- 銃猟以外での方法で安全確保が困難
- 緊急銃猟の実施による人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない

膠着状態にある場合又は河川敷やバックストップ（安土）があり射線が確保可能な場合
可燃物及び爆発物の存在の確認等

→上記の条件を全て満たした場合は緊急銃猟を実施

2. 人員配置及び本部の立ち上げ

- 福祉課対応本部・・・3名（福祉課長補佐、福祉・環境グループマネージャー、福祉・環境グループ職員）
 - ・マスコミ、住民からの問い合わせ対応
 - ・現場との情報交換、指示
 - ・広報（SNSでの緊急銃猟実施の公表）
 - ・各管理者への連絡
- 出没現場・・・最低8名以上（福祉課長+福祉課職員+応援職員）
 - ・猟友会、警察との情報共有、連絡調整
 - ・対応本部への状況報告
 - ・捕獲個体の処理
 - ・交通規制
 - ・射手撮影
 - ・マスコミ対応

3. 現場到着から緊急銃猟実施の流れ

（1）出没場所へ到着

- ・警察や猟友会と現況を確認。緊急銃猟の条件を満たすか確認。
- ・出没場所を中心に半径200mの通行規制及び近隣住民への屋内退避指示。
- ・周囲を広報車で注意喚起
- ・地権者への緊急銃猟実施への同意を徴収。

※発砲に際し、使用する銃種等は猟友会側の判断で選考可能。

- (2) 現場から本部へ緊急銃猟の条件を満たしている旨連絡。※チェックリスト参照
- ・警察及び猟友会と相談の上判断し、村長が最終判断をする。
 - ・発砲のタイミング、場所、角度等は現場で警察と相談し判断。
- (3) 本部内で射撃の可否を最終判断し、現場職員へ伝達。
- ・村長及び副村長へ緊急銃猟実施を報告する。
 - ・HP 及び SNS 等で緊急銃猟実施の旨掲載。
- (4) 安全を確保し、周囲へ緊急銃猟実施の旨伝達し発砲。
- ・発砲の際の射手の撮影
 - ・個体の確認
 - ・発砲後の逆襲への対応準備ができていないか確認
 - ・射手への同意書の記入（事前でも可）
 - ・証票の譲渡（発砲直前）
 - ・射線の安全性の最終確認
- (5) 緊急銃猟完了の旨本部へ連絡
- (6) 村長・副村長へ緊急銃猟の顛末を報告
- (7) 処分個体の対応
- ・猟友会指導の下、個体処理
- (8) 建物被害及び周囲への跳弾等の確認
- ・建物被害があった場合、被害箇所を撮影（弾痕や個体の荒らした跡等）
 - ・被害にあった所有者の氏名、連絡先等を聞き取り
- (9) 交通規制の解除及び緊急銃猟終了
- ・広報車で終了した旨広報及び SNS 等での終了を広報
- (10) 緊急時の対応
- ・交通・侵入禁止措置をしたうえで、射程範囲等（200m以内）への人等の侵入があった場合即座に緊急銃猟を取りやめること。
 - ・取りやめた際には射手より証票を即座に回収すること。
 - ・発砲中止は猟友会の判断でも可能

別紙 5

緊急銃猟実施チェックリスト（本部）

☐	警察及び猟友会への出動依頼
☐	広報（SNS 等）での緊急銃猟実施の予告
☐	地元自治会（町内会）長への連絡
☐	村長及び副村長への報告（緊急銃猟実施の可能性有の旨）
☐	道路管理者への緊急銃猟実施の連絡
☐	県への応援要請※必要に応じて
☐	マスコミへの報告（出没報告及び付近への立ち入り禁止の旨）
☐	関係各課への連絡
☐	村長・副村長への報告・村長判断（緊急銃猟実施の可否）

別紙 6

緊急銃猟実施チェックリスト（現場）

○第 1 チェック（4 条件）

☐	クマが人の日常生活圏に侵入している
☐	クマによる人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が必要
☐	銃猟以外での方法で安全確保が困難
☐	緊急銃猟の実施による人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない ☐ 建物など所有者への立ち入り確認、建物被害等発生の同意 ☐ 周辺の交通規制及び近隣住民の屋内退避 ☐ 射線上の安全確認（可燃性物質や爆発物等）、安土（バックストップ） 及び跳弾の最終確認

○第 2 チェック（詳細状況）

☐	本部への報告（緊急銃猟実施可能の旨）
☐	射手への確認（人数、ゼッケン及び腕章、撮影許可）
☐	本部への報告（緊急銃猟実施の結果）
☐	個体処理後の被害確認
☐	規制の解除

別紙 7

緊急銃猟実施者チェックリスト及び同意書（猟友会）

○実施者要件

法令で定める事項 (必須事項)	第一種銃猟免許を所持している (装薬銃を使用する場合)	☐
	第二種銃猟免許を所持している (麻醉銃を使用する場合)	☐
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上したことがある	☐
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ等の捕獲をした経験がある	☐

□夜間銃猟要件

法令で定める事項	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。※	☐
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	☐

※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。

イ 標的の中心から二・五センチメートル

ロ 標的の中心から五・〇センチメートル

年 月 日

署名